

登録文化財制度の進捗

1 これまでの審議会で整理した事項

(1) 指定文化財との違い

指定文化財と比べ、幅広く緩やかな保護措置を講じる

(2) 対象とする文化財の範囲

無形文化財も含め、すべての文化財を登録対象とする

(3) 指定までの流れ、各種文化財との関係

指定文化財との間での位置づけは以下のとおりとする



(4) 文化財のリスト化

市内で保存されている文化財について、所在を適切に把握するために事務局で登録文化財候補をリスト化する。その内、所有者の同意を得たものを「登録文化財」とする。

2 本日の協議事項

所有者の制限及び財政支援について

【審議の経緯】

- ・ 指定に比べ、保護のための措置がゆるやかである法の趣旨の下、公開は不要ではないか。
- ・ 登録文化財となった場合には当該文化財の扱いは公開であるべきとされた。
- ・ 市が一定の管理を行うために管理者または所有者の変更があった際は指定文化財と同様に届出をさせることで管理可能となる。
- ・ 財政支援を行う以上、公開については一体となって考える必要がある
- ・ 財政支援を実施することで公開が義務付けられ、よりハードルが高くなることが想定されるため、補助金等については考えない形で進めていく

【現状】

登録の対価としての奨励金・謝金を用意することは難しい

【要審議事項】

- ①現状変更等の届出または通知
- ②公開の考え方（財政支援の整理と同時に）
- ③財政支援のありかた
  - ・奨励金、謝金
  - ・修繕などへの補助
  - ・その他の補助

### 3 今後のスケジュール

- 令和4年7月～ 審議会の議論と並行して決定事項から順に市の文化財保護条例の改正作業に着手
- ～令和4年度末 審議会でのご了解
- 令和5年度 ご了解を得た内容にて条例改正作業
- 令和6年度 次期文化財保存活用計画施行と併せて改正条例施行